

## 附属機関の概要

- 1 名 称 千葉県水産振興審議会
- 2 設置根拠 千葉県行政組織条例第 28 条
- 3 担任する事務  
水産資源の維持及び増大、水産物の加工、流通及び販売並びに海面の利用の調整に関する事項その他の水産業の振興に関する重要事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議する。
- 4 委員数及び構成  
市町村長 2 名  
水産関係団体を代表する者 5 名  
学識経験を有する者 3 名  
計 10 名
- 5 任 期 平成 31 年 3 月 20 日 ~ 平成 33 年 3 月 19 日
- 6 部 会 栽培漁業・資源管理部会  
生産・販売流通部会  
海面利用調整部会 の 3 部会を設置